

図 書 館 要 覧

令和 7 年 度 （ 2 0 2 5 ）

桶 川 市

目 次

1 . 沿 革	1
2 . 図書館協議会	5
3 . 令和 7 年度基本項目	6
4 . 予 算	7
5 . 桶川市人口及び世帯数	7
6 . 施設の案内	8

～～～【参考資料】～～～

①図書館利用統計（令和 6 年度）	1 5
②図書館資料統計（令和 6 年度）	1 6
③登 録 者 数	1 7
④障害者サービス	1 7
⑤図書館サービスの指標	1 8
⑥図書館利用状況	1 9
⑦令和 6 年度の事業概要	2 1
⑧ボランティア活動	2 3
⑨条例・規則等	2 5
○桶川市図書館設置及び管理条例	2 5
○桶川市図書館協議会条例	3 2
○桶川市図書館管理規則	3 4
○桶川市図書館協議会運営規則	4 4
○桶川市図書館資料の複写に関する要綱	4 6
○桶川市図書館資料の弁償に関する取扱細則	5 0
○桶川市図書館資料選定収集方針	5 4
○録音・点字図書取り扱い要領	5 7

1. 沿革

昭和 50 年	4 月	1 日	教育委員会に移動図書館係を設置
	8 月	30 日	移動図書館車の名称「むぎぶえ号」と決定
	11 月	12 日	移動図書館車巡回開始（4 駐車場）
昭和 51 年	11 月	26 日	1 駐車場を増設（5 駐車場）
昭和 53 年	6 月	22 日	「むぎぶえ号」のシンボルマーク決定
	7 月	17 日	移動図書館日より「むぎぶえ」発行
	9 月	2 日	東公民館に分室オープン
	10 月		5 駐車場を増設（10 駐車場）
昭和 54 年	3 月	4 日	第 1 回移動図書館大会を開催
	5 月	24 日	県立移動図書館「むさしの号」の 3 駐車場、市に移管される（13 駐車場）
	7 月	21 日	加納公民館に分室オープン
	11 月		6 駐車場を増設（19 駐車場）
昭和 55 年	4 月	1 日	移動図書館係を図書館係と改称
	5 月	31 日	川田谷学童保育室内に分室オープン
	9 月	2 日	駅西口分館の陳情、請願が出され請願は、9 月議会で採択
	10 月		5 駐車場を増設（24 駐車場）
	11 月	3 日	「文芸桶川」発行
昭和 56 年	4 月	1 日	東公民館分室を教育委員会に移設
	5 月	1 日	川田谷分室を川田谷小学校跡に移設
昭和 58 年	12 月	17 日	市役所分室を鴨川保育所跡に移設し、西側分室を改称
昭和 59 年	11 月	12 日	図書館 10 周年記念式典開催
昭和 60 年	4 月	1 日	桶川市立図書館設置条例及び管理規則施行。 西側分室を桶川市立図書館と改称
	5 月	1 日	桶川市立図書館オープン
	7 月	10 日	移動図書館車「むぎぶえ号」第 1 回更新
昭和 61 年	4 月	1 日	桶川市図書館協議会設置条例及び運営規則施行
	9 月	1 日	新館準備のため休館に入る
昭和 62 年	3 月	3 日	市立図書館コンピュータ・システム稼動
	7 月	1 日	新桶川市立図書館オープン（鴨川の市立図書館は、駅西口図書館に名称を変更）。 コンピュータ・システムのオンライン化
昭和 63 年	2 月	16 日	C D の貸出が始まる
	4 月	12 日	1 駐車場を増設（県営倉田団地）
	10 月	8 日	駅西口図書館（メイン 4 階）オープン

平成元年	5月	1日	ヤングアダルトコーナー設置
	7月	1日	利用者開放端末稼動
	8月	1日	レーザーディスク上映開始
平成2年	7月		図書館まつり開催
	7月		新「図書館だより」発行
	10月		児童向け図書館だより「もりのくまさん」発行 桶川市立図書館のあゆみ「としょかんだいすき」発行
	11月		川田谷分室、仮称生涯学習センター建設のため閉室
平成4年	3月		コンピュータ・システム更新（NEC 3100/A60）
	3月		市立図書館利用者開放端末増設 駅西口図書館利用者開放端末稼動
	8月		新川田谷分室オープン（生涯学習センター内）
	10月		駅西口図書館において“秋の図書館祭”開催
	7月		図書館まつり開催
平成6年	6月		広域利用開始（桶川市・北本市・鴻巣市・吹上町・川里村）
平成7年	10月		図書館資料のリサイクル開始 CDの貸出点数増（1点→2点）
	5月		障害者サービス開始（図書等の郵送）
平成9年	3月		コンピュータ・システム更新（NEC EXP5800） 駅西口図書館利用者開放端末3台増設
	7月		移動図書館車「むぎぶえ号」更新（3台目）
	11月		安藤鶴夫コレクションを「さいたま文学館」に移管
	7月		新着図書コーナー設置
平成10年	9月		デジタルビデオディスク（DVD）上映開始
	3月		「ほんだいすき」発行
平成12年	3月		コンピュータ・システムバージョンアップ
平成14年	2月		コンピュータ・システム更新（NEC DX P5800 / 140Ra）
	4月		図書・雑誌の貸出点数増（図書資料10冊、紙芝居・CD各2点、合計14点）
	5月		市立図書館開館時間延長（土・日5時まで）
平成16年	3月		移動図書館車「むぎぶえ号」廃止
	6月		CDの駅西口図書館返却開始
平成17年	7月		桶川公民館に学習室を開設
平成19年	2月		コンピュータ・システム更新（日立C516R-99X&A）
	3月		蔵書検索、資料予約でのWebサービス開始
	4月		駅西口図書館、川田谷分室を広域利用の対象へ

平成 20 年	1 月	カウンター業務の民間委託（市立図書館、駅西口図書館） 駅西口図書館の開館日・開館時間の延長 ・駅西口図書館（祝日開館、平日午後 8 時、土・日・祝日 午後 6 時まで）
	3 月	企画展示開始
	4 月	学習室開室時間を 30 分延長
平成 21 年	1 月	長期未返却者に対する貸出制限を開始
	2・3 月	リサイクル本市の開設（2 日間）
	5 月	貸出のしおりを貸出一覧含むレシート方式に変更
	9 月	図書館システム変更（リクエストの確認のため）
平成 22 年	1 月	予約の多い新刊本の寄贈依頼開始
	2 月	上下巻物等の予約本取置きの中止
	6 月	上尾市との広域利用開始
	10 月	伊奈町との広域利用開始
平成 23 年	4 月	久喜市との相互利用開始
平成 24 年	2 月	駅西口図書館での A V 資料館内視聴が終了（川田谷分室 へ移管）
	3 月	コンピュータ・システム更新 （京セラ丸善 E L C I E L O v e r . 2 . 1 0 . 6 ） 駅西口図書館にヤングアダルトコーナー増設 駅西口図書館、川田谷分室に利用者用インターネット端 末増設
	4 月	市立図書館を直営に戻す カウンター業務の民間委託（川田谷分室）
	11 月	パネルシアター所蔵点数増加
平成 25 年	2 月	駅西口図書館に大活字本コーナー設置
	3 月	駅西口図書館に対面朗読室設置
	4 月	川田谷分室での図書の企画展示開始
	6 月	東・加納公民館休館のため、学習室休室（～平成 26 年 3 月まで） 録音・点字図書取扱い要領を整備
	12 月	川田谷分室に大活字本コーナー設置
平成 26 年	3 月	桶川市図書館サービス基本構想策定
	9 月	市内全館で C D の予約・受取り可能に
平成 27 年	1 月	加納公民館に図書受渡拠点を整備 C D の予約点数増（1 点→2 点）
	4 月 13 日	駅西口図書館改修のために休館（9 月末まで）
	4 月	おけがわマイン 2 階、M コーナー付近にブックポスト設

			置（8月上旬まで）
	5月		市立図書館、駅西口図書館の休館中（9月末まで）、平日午後8時まで開館 市民活動サポートセンター（べにばなウォーク）にブックポスト設置
	8月		桶川駅自由通路にブックポスト設置
	9月		桶川市電子図書館サービス開始
	10月	1日	駅西口図書館、おけがわマイン3階にリニューアルオープン（指定管理者導入）
平成28年	1月		オケちゃん読書通帳を配布
	8月		桶川市役所にブックポストを設置
平成29年	3月		コンピュータ・システム更新（三菱電機図書館システムMELIL）
平成29年	5月		市立図書館改修のために休館（平成30年3月末まで）
平成30年	4月		市立図書館リニューアルオープン
平成31年	4月	1日	全館指定管理者導入に伴い、所管が生涯学習文化財課へ全館館名変更。駅西口図書館を中央図書館、市立図書館を桶川図書館、川田谷分室を川田谷図書館とする。
	4月	16日	坂田コミュニティーセンター内、坂田図書館オープン
令和2年	3月		加納公民館での図書受渡終了（OPAC撤去）
	4月		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、桶川市図書館全館を臨時休館（4月4日から5月31日まで）
	6月		桶川市図書館全館の一部利用制限を実施
令和3年	8月		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央図書館を2時間短縮開館（8月2日から9月30日まで）
令和4年	4月	1日	組織改正により所管名称が生涯学習・スポーツ推進課へ
	7月		川田谷図書館改修のために休館（令和6年1月まで）
	11月		コンピュータ・システム更新 （NEC図書館システム LiCS-Re for SaaS）
令和6年	1月	9日	川田谷図書館リニューアルオープン
	10月		桶川市電子図書館に「読み放題」コンテンツを導入

2. 図書館協議会

図書館の運営・図書館奉仕に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる機関として図書館協議会が設置されています。

図書館協議会委員

氏 名	選 出 区 分	氏 名	選 出 区 分
小高 剛	学校教育関係者	岩崎 葉子	社会教育関係者
成川 裕子	社会教育関係者	鏑木 友香	家庭教育関係者
岸 典子	社会教育関係者	藤岡 聡	学 識 経 験 者
塩川 幸子	社会教育関係者	天沼 律子	学 識 経 験 者

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日



桶川市マスコットキャラクター オケちゃん

3. 令和7年度基本項目

① 図書館資料の充実

- ・ 資料に対する市民ニーズをとらえ、各館の特性に応じた資料収集に努め、豊富で多様な蔵書の更新を図る。

② 図書館奉仕の充実

- ・ レファレンスサービスや児童・青少年サービス、障害者サービス、高齢者サービスなど、それぞれに応じたサービスの充実に努める。
- ・ 書架、書庫の整備に努め、利用しやすい環境を整え、スムーズな資料提供に努める。
- ・ 魅力ある企画展示を展開する。
- ・ 図書館ホームページ、広報などにより、図書館サービスのPRを図る。

③ 図書館情報システムの活用

- ・ 図書館情報システムの運用を見直し、市民の図書館利用の利便性を向上させる。

④ 他の図書館及び教育機関との連携

- ・ 相互利用協定図書館との連携を進める。（北本市、鴻巣市、上尾市、伊奈町、久喜市）
- ・ 小中学校との連携を進め、学習に必要な資料の提供に努め、図書館利用について周知し、図書館未利用者の利用促進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館と共に地域資料の活用保存に努める。
- ・ 読書に親しむ機会を創出するため、小中学校と調整を行い、学習用端末からの電子図書館の書籍利用を促進する。主に朝読や自主学習などでの活用を推進する。

⑤ 図書館奉仕活動におけるボランティアとの協働事業の推進

- ・ 読書会等に活動場所を提供し、活動に対する支援を充実させる。
- ・ 図書館サービスの効果的な実施に向けて、ボランティアとの連携を

深める。また、ボランティア育成のための講座を開催し、ボランティアの充実を図る。

4. 予算

(単位: 千円)

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
教 育 費	3,375,162	2,915,112	3,243,359
社会教育費	1,419,016	793,031	660,124
図 書 館 費	269,660	297,626	304,298
(図書館資料費)	6,663	6,496	7,478
(その他の資料費)	2,496	2,613	2,652

※各年度当初予算

※(その他の資料費)は新聞雑誌等

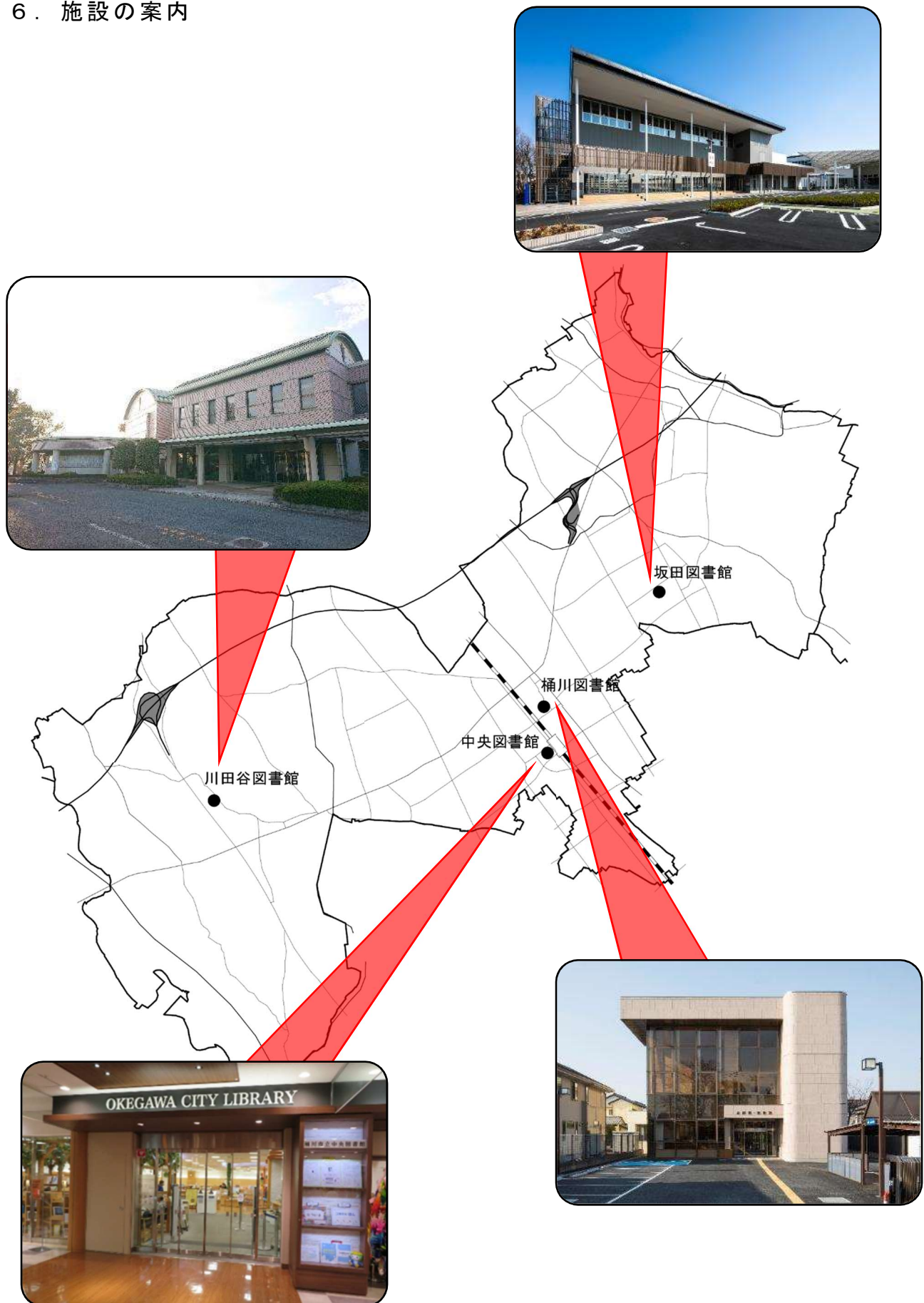
5. 桶川市人口及び世帯数

(単位: 人)

年		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
人 口	男	36,883	36,695	36,539
	女	37,749	37,629	37,568
	計	74,632	74,324	74,107
世 帯 数		33,867	34,085	34,408

※各年 4 月 1 日現在

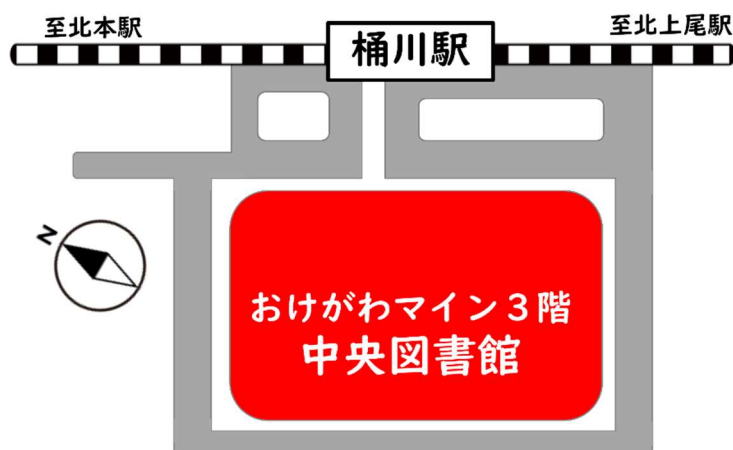
6. 施設の案内



中央図書館

若宮 1 - 5 - 2 おけがわメイン 3 階

☎ 7 8 6 - 6 3 5 3



開館時間

10:00 ~ 21:00

休館日

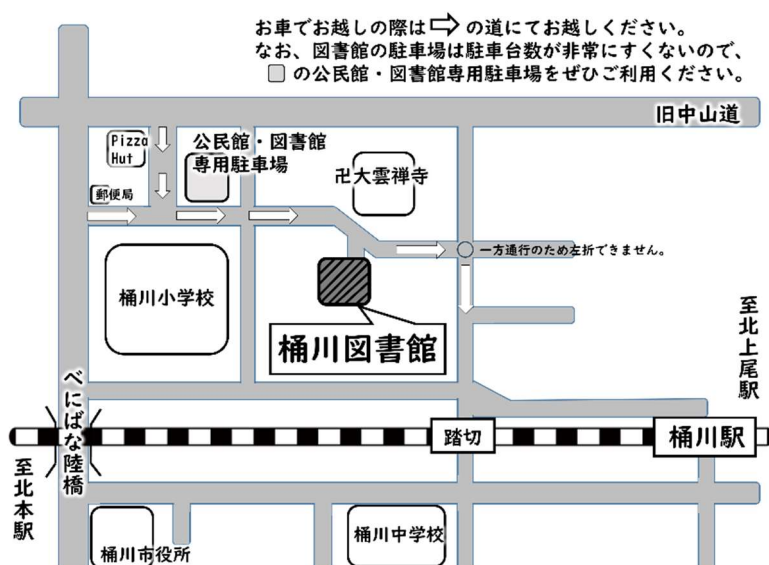
年末年始・特別整理期間

おけがわメインの駐車場をご利用ください。
※メイン駐車場は1時間無料です。
さらに図書館のご利用でプラス1時間無料になります。

桶川図書館

西 1 - 5 - 2 1

☎ 7 7 1 - 0 3 0 3



開館時間

9:00 ~ 17:00

休館日

月曜日・年末年始・

特別整理期間

川田谷図書館

川田谷 4 4 0 5 - 4

☎ 7 8 6 - 8 8 4 6



開館時間

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

休館日

月曜日・年末年始

・特別整理期間

坂田図書館

坂田東 2 - 3 - 1

☎ 7 8 3 - 2 1 5 0



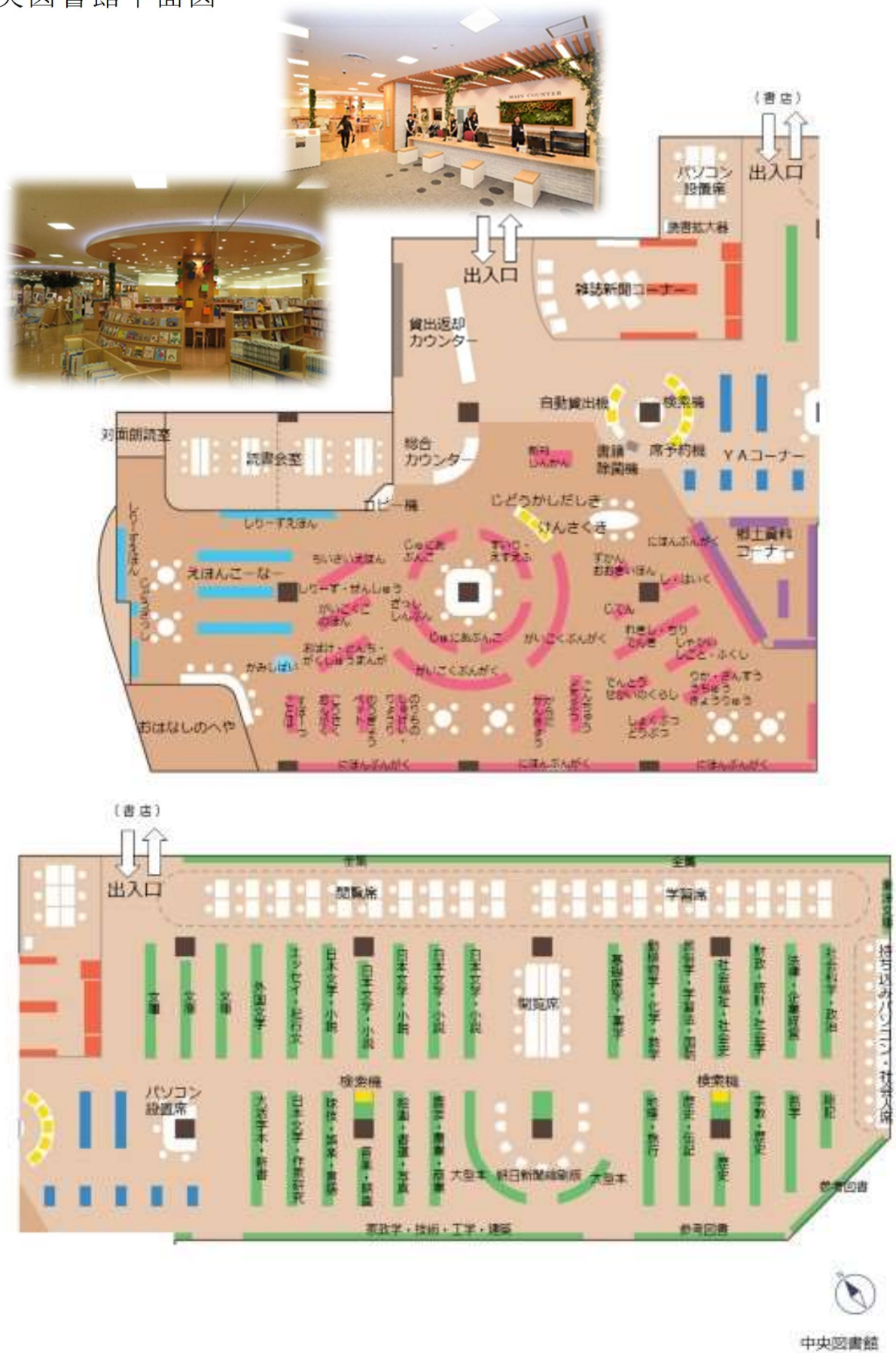
開館時間

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

休館日

年末年始・特別整理期間

中央図書館平面図



桶川図書館平面図



川田谷図書館平面図



川田谷図書館

A photograph of a bright, modern dining area. The room features large windows on the left and a large vertical garden wall on the right. The furniture consists of light-colored wooden tables and chairs with dark seats. The floor is covered with a patterned rug. The overall atmosphere is clean and contemporary.



14

【参考資料】

①図書館利用統計（令和6年度）

（1）個人貸出

（ア）貸出等

	中 央	桶 川	川 田 谷	坂 田	全 館
開館日数	353 日	301 日	301 日	353 日	
利用者数	97,683 人	10,310 人	3,069 人	23,010 人	134,072 人
1 日 当 たり	277 人	34 人	10 人	65 人	103 人
利用冊数	282,387 冊	29,783 冊	10,165 冊	82,330 冊	404,665 冊
1 日 当 たり	800 冊	99 冊	34 冊	233 冊	309 冊

内訳

	一般書	児童書	雑誌	紙芝居	C D	計
冊・点数	214,080	169,735	15,433	2,607	2,810	404,665

（イ）館内利用レーザーディスク（内DVD）

利用人数	125(3)人
------	---------

（ウ）レファレンス件数

口 頭	電 話	文 書	合 計
10,346 件	1,140 件	0 件	11,486 件

（2）団体貸出

利用団体数	240 団体	利用冊数	1,796 冊
-------	--------	------	---------

(3) 貸出文庫

利用団体数	67 団体	利用冊数	425 冊
-------	-------	------	-------

(4) 相互貸借

貸 出	1,993 冊	借 受	6,083 冊
-----	---------	-----	---------

(5) 広域利用統計

市町名	上尾市	北本市	鴻巣市	久喜市	伊奈町	計
利用人数	22,501 人	5,226 人	1,301 人	344 人	2,330 人	31,702 人
利用冊数	74,319 冊	14,892 冊	2,791 冊	948 冊	12,607 冊	105,557 冊

※利用冊数には、紙芝居・C D 等の利用点数を含みます。

② 図書館資料統計（令和 6 年度）

区分	冊数	区分	点数	区分	点数
一般書	172,842 冊	L D	2,215 点	紙芝居	1,581 点
児童書	52,698 冊	D V D	308 点	逐次刊行物購入 延べタイトル数	
絵本	23,822 冊	C D	4,416 点	雑誌	127 誌
合 計	249,362 冊	録音図書	8 点	新聞	20 誌

※令和 6 年度末現在蔵書数

③登録者数

(単位：人)

市内利用者(在住・在学・在勤)				広域利用者						計
一般	児童	録音	計	上尾	北本	鴻巣	久喜	伊奈	計	
52,444	1,971	7	54,422	10,442	3,824	1,198	401	947	16,812	71,234

桶川市総人口	市内利用者	登録率
74,107 人	54,422 人	73.4%

(令和7年3月31日現在)

④障害者サービス

新規利用登録者	対面朗読		貸出	
	延人数	延時間	録音資料	点字資料
0 人	0 人	0 時間	0 冊	0 冊

(令和6年4月～令和7年3月)

⑤図書館サービスの指標

図書館サービスの実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①桶川市総人口	75,174 人	74,691 人	74,632 人	74,324 人	74,107 人
②登録者数	61,559 人	63,524 人	67,083 人	69,191 人	71,234 人
③貸出冊数	354,557 冊	455,494 冊	435,593 冊	426,696 冊	404,665 冊
④蔵書数	238,198 冊	238,198 冊	242,538 冊	246,190 冊	249,362 冊
⑤年間購入数	6,148 冊	6,144 冊	3,968 冊	3,712 冊	3,622 冊
⑥資料費 ※決算額	10,664 千円	10,407 千円	6,877 千円	6,639 千円	6,632 千円
⑦図書館費 ※臨時的経費を含まず	263,853 千円	258,920 千円	262,390 千円	266,361 千円	297,626 千円
⑧一般会計 ※予算額	24,606,000 千円	23,994,000 千円	25,237,000 千円	26,462,000 千円	28,276,000 千円

統計指標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民1人当たりの貸出数	4.7 冊	6.1 冊	5.8 冊	5.7 冊	5.5 冊
登録率	82 %	85 %	90 %	93 %	96 %
登録者1人当たりの貸出数	5.8 冊	7.2 冊	6.5 冊	6.2 冊	5.7 冊
蔵書1冊あたりの年間貸出回数	1.5 回	1.9 回	1.8 回	1.7 回	1.6 回
市民1人当たりの蔵書数	3.2 冊	3.2 冊	3.2 冊	3.3 冊	3.4 冊
市民100人当たりの年間購入数	8.2 冊	8.2 冊	5.3 冊	5.0 冊	4.9 冊
市民一人当たりの資料費	141.9 円	139.3 円	92.1 円	89.3 円	89.5 円
一般会計に占める図書館費の割合	1.07 %	1.08 %	1.04 %	1.01 %	1.05 %
市民1人当たりの還元額	4,671 円	6,863 円	6,600 円	6,684 円	5,982 円

注・算出式

(市民1人当たりの貸出数) ③貸出冊数÷①桶川市総人口

(登録率) ②登録者数÷①桶川市総人口

(登録者1人当たりの貸出数) ③貸出冊数÷②登録者数

(蔵書1冊あたりの年間貸出回数) ③貸出冊数÷④蔵書数

(市民1人当たりの蔵書数) ④蔵書数÷①桶川市総人口

(市民100人当たりの年間購入数) ⑤年間購入数÷(①桶川市総人口÷100)

(市民一人当たりの資料費) ⑥資料費÷①桶川市総人口

(一般会計に占める図書館費の割合) ⑦図書館費÷⑧一般会計予算額

(市民1人当たりの還元額)

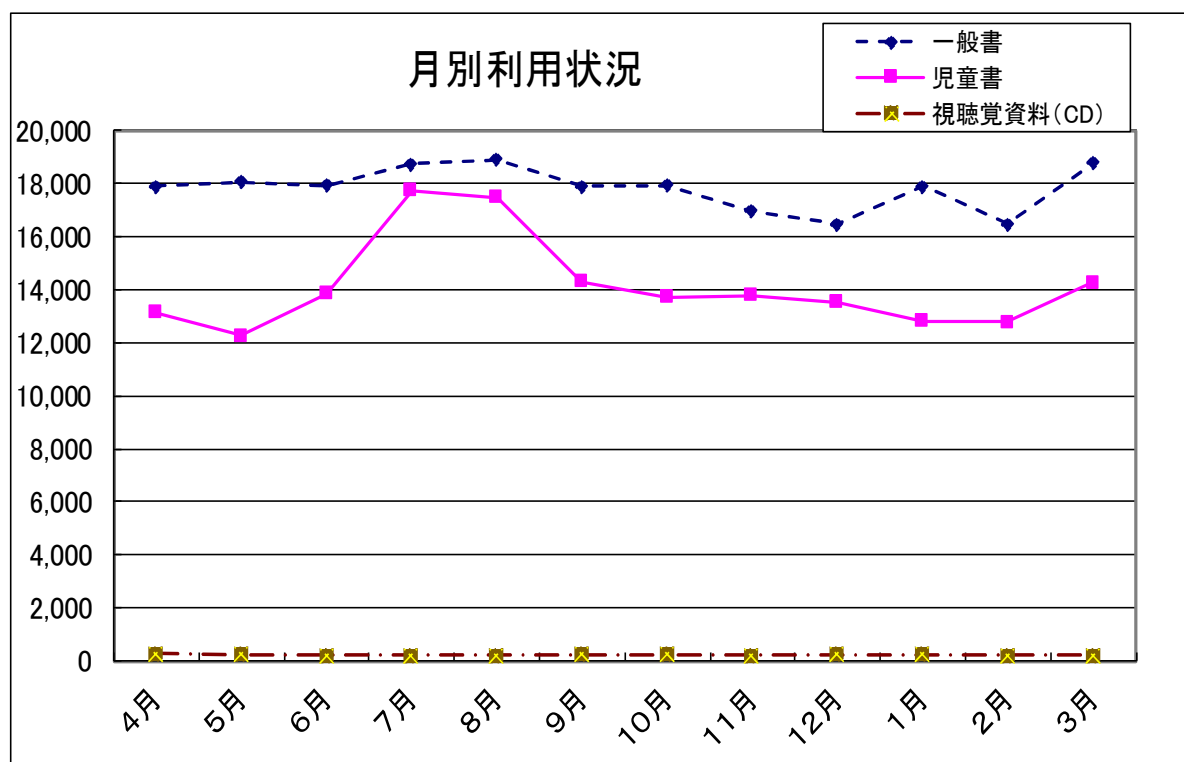
(⑥資料費÷⑤年間購入数×③貸出冊数-⑦図書館費)÷①桶川市総人口

⑥図書館利用状況

令和6年度月別利用状況

(単位：点)

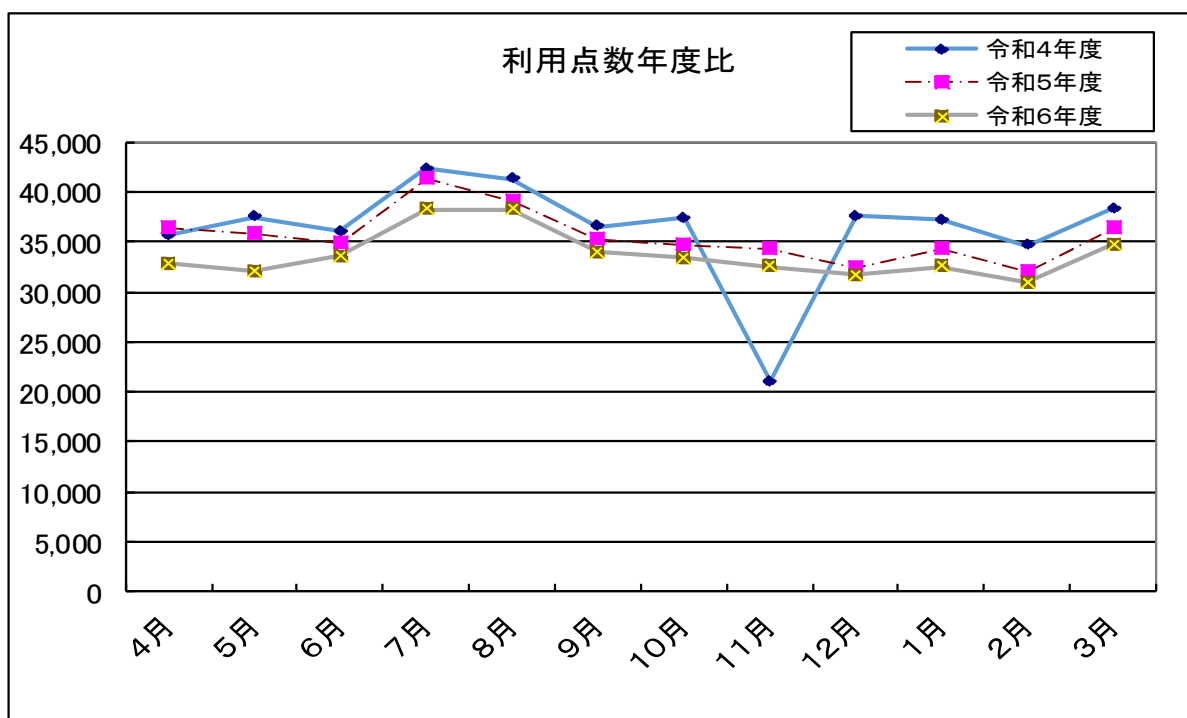
月	一般書	児童書	視聴覚資料 (CD)	計
4月	17,896	13,135	278	31,309
5月	18,074	12,275	248	30,597
6月	17,946	13,850	228	32,024
7月	18,765	17,739	201	36,705
8月	18,928	17,487	225	36,640
9月	17,906	14,302	249	32,457
10月	17,942	13,736	259	31,937
11月	16,975	13,798	207	30,980
12月	16,467	13,538	251	30,256
1月	17,920	12,834	247	31,001
2月	16,480	12,775	218	29,473
3月	18,781	14,266	199	33,246
合計	214,080	169,735	2,810	386,625



利用点数

(単位：点)

月	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	35,693	36,449	32,783
5月	37,531	35,748	32,045
6月	36,032	34,804	33,628
7月	42,369	41,404	38,214
8月	41,290	39,087	38,224
9月	36,545	35,296	33,935
10月	37,414	34,777	33,359
11月	20,990	34,216	32,505
12月	37,551	32,398	31,706
1月	37,165	34,237	32,584
2月	34,680	31,951	30,942
3月	38,333	36,329	34,740
合計	435,593	426,696	404,665



⑦令和6年度の事業概要

各館共通

開催日	名称	内容	会場等	参加人数
7月29日 ・30日	自由研究 お助け隊	自由研究のテーマ決め、調べ方、まとめ方など、個人レベルに合わせた支援	中央図書館	児童15人 保護者12人
7月14日 ・21日			桶川図書館	児童7人 保護者7人
7月24日 ・29日			坂田図書館	児童4人 保護者3人
1月4日 ～8日	本の福袋	スタッフお勧めの本を一般・児童・未就学児向けに分けて2～3冊ずつ福袋形式で貸出する	中央図書館 桶川図書館 川田谷図書館 坂田図書館	38袋 20袋 12袋 18袋

全館合同

開催日	名称	内容	会場等	参加人数
6月23日	読み聞かせボランティア養成講座	市民ボランティア団体の技術向上と新規募集を兼ねた講座（おはなし会企画編）	坂田コミュニティセンター	28人
6月30日	図書館を使った調べる学習コンクール 保護者向け支援講座	課題選定、調べ方、まとめ方等、自由研究の支援を目的とした講座	桶川公民館	44人
9月1日 ～20日 （作品募集期間）	図書館を使った調べる学習コンクール	自由研究結果の作品を募集し優秀作品を表彰する	市立小・中学校	作品数 103点
11月9日	表彰式	上記コンクールの表彰 表彰者7名	桶川公民館	30人
1月26日	桶川の歴史講座	桶川の「里ヤマ」をテーマとした講座	川田谷公民館	15人
年間	俳句ポスト	毎月のお題の俳句を募集。現代俳句協会選考により入選俳句は「現代俳句」に掲載される	各館	518点
3月10日 ～20日	我が家のペット展2025	ペットの写真とPR文、ペット関連本の展示 動物愛護のチラシ配布	OKEGAWA hon プラス+ イベントスペース	35点

中央図書館

開催日	名称	内容	参加人数
7月21日	夏休みスペシャルおはなし会	市民ボランティアによる夏休みのスペシャルなおはなし会	児童 20 人 保護者 19 人
10月20日	彩の国教育の日 記念「小・中学生によるおはなし会」	小学3年生～中学生を読み手としたおはなし会 市民ボランティアによる読み手への指導も実施	読み手 9 人 聞き手 7 人
12月22日	クリスマスおはなし会	クリスマスをテーマにしたおはなし会	児童 21 人 保護者 14 人

桶川図書館

開催日	名称	内容	参加人数
10月25日 ～27日	ぬいぐるみのおとまり会	子どもが持参したぬいぐるみを一晩預かり、図書館で一夜を過ごした写真を翌日にプレゼントする企画	児童 17 人 保護者 13 人

坂田図書館

開催日	名称	内容	参加人数
12月21日	クリスマスおはなし会	手遊びやパネルシアター、紙芝居や大型絵本の読み聞かせ等を実施	児童 13 人 保護者 11 人
	ぬいぐるみのおとまり会	子どもが持参したぬいぐるみを一晩預かり、図書館で一夜を過ごした写真を翌日にプレゼントする企画	

共通展示

開催日	名称	内容
6月15日 ～8月31日	課題図書・推薦図書の展示	今年度と過去4年（計5年分）の夏休みの課題図書・推薦図書を紹介・展示 掲載リストも設置
7月1日 ～8月31日	読書感想文おすすめの本	小学生の夏休みの宿題に役立つよう、国語の教科書で紹介された本や読み継がれている名作を、低・中・高学年に分けて展示 掲載リストも設置

8月6日 ～15日	平和を考える10日間	過去の戦争を振り返り、平和への願いを次の世代に伝えることを目的として平和関連本の集積 終戦記念日に向けた展示
9月1日 ～30日	認知症について考えて みませんか？	認知症に関する本の展示
9月1日 ～11月30日	セカンドブック対象本 紹介展示	セカンドブック事業で贈呈する本、20冊の展示
11月1日 ～12月28日	埼玉県推薦図書対象本 紹介展示	埼玉県からの寄贈図書の展示
2月1日 ～3月31日	埼玉県の高校図書館司 書が選んだイチオシ本 2024	埼玉県高校図書館フェスティバル実行委員会が 選んだイチオシ本のベスト10を展示で紹介

⑧ボランティア活動

1. おはなし会（毎週土曜日）

実施予定月日	摘 要
土曜日	各ボランティアの皆さんと職員協働による、絵本の読み聞かせや紙芝居・パネルシアター・手遊び等の事業を実施するもの

館名 週	中 央	桶 川	川田谷	坂 田
第一週	紅花の会	指定管理者	指定管理者	指定管理者
第二週	さんふらわぁ	指定管理者	指定管理者	指定管理者
第三週	さんふらわぁ	指定管理者	指定管理者	桶川子どもの本の会
第四週	紅花の会	指定管理者	指定管理者	指定管理者
第五週	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者

2. 各季節の児童奉仕事業

種類	日程	内 容	会 場	備 考
あかちゃんタイム	年間	あかちゃん連れでも気兼ねなく図書館を利用できる時間	中央図書館	毎月第2・4水曜日に開催
あかちゃん おはなし会	年間	あかちゃん向けのおはなし会	中央図書館	毎月第4水曜日に開催
夏休みスペシャル おはなし会	7月	絵本や紙芝居の読み聞かせ・ パネルシアター等	中央図書館	
彩の国教育の日記念 「小・中学生による おはなし会」	10月	小・中学生を読み手としたお はなし会	中央図書館	

3. その他団体の活動

①読書会（7団体）…毎月1回

②実作サークル（7団体）…毎月1回

俳句、短歌、詩、切り絵、かな文字等の鑑賞と研究、展示会、作品冊子の作成

③対面朗読サービス かりんの会 …予約制

④録音サービス 紅花の会 …「図書館だより」の録音サービス、
広報の拡大冊子作成

⑨ 条例・規則等

○ 桶川市図書館設置及び管理条例

昭和 6 0 年 3 月 2 6 日

条例第 6 号

改正 昭和 6 2 年 6 月 3 0 日 条例第 1 2 号

昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 条例第 1 3 号

(題名改称)

平成 2 7 年 3 月 2 5 日 条例第 4 号

平成 3 0 年 3 月 2 9 日 条例第 1 5 号

(題名改称)

令和 4 年 1 2 月 2 0 日 条例第 2 7 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 0 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
桶川市立中央図書館	桶川市若宮一丁目 5 番 2 号
桶川市立桶川図書館	桶川市西一丁目 5 番 2 1 号
桶川市立川田谷図書館	桶川市大字川田谷 4 4 0 5 番地の 4
桶川市立坂田図書館	桶川市坂田東二丁目 3 番地の 1

(昭和 6 2 条例 1 2・昭和 6 3 条例 1 3・平成 3 0 条例 1 5・一部改正)

(事業)

第 3 条 図書館は、次の事業を行う。

(1) 図書館法第 3 条に掲げる事業に関すること。

(2) 図書館の施設の利用に関すること。

(平成 3 0 条例 1 5・追加)

(指定管理者による管理)

第4条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第3条繰下・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第4条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 図書館の事業計画書
- (2) その他教育委員会が必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画による図書館の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第6条繰下・一部改正)

(指定管理者の公表等)

第8条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 3 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第7条繰下)

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該月までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 図書館の管理業務の実施状況及び利用状況

- (2) 図書館の管理に係る経費の収支状況

- (3) その他教育委員会が図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会規則で定める事項

(平成27条例4・追加、平成30条例15・旧第8条繰下・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務及び経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平成 27 条例 4・追加、平成 30 条例 15・旧第 9 条繰下・一部改正)

(指定の取消し等)

第 11 条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損失が生じても、教育委員会はその補償の責めを負わない。

(平成 27 条例 4・追加、平成 30 条例 15・旧第 10 条繰下)

(休館日)

第 12 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、桶川市立中央図書館及び桶川市立坂田図書館を除く。

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 特別整理期間

2 指定管理者は、図書館の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平成 30 条例 15・追加)

(利用時間)

第 13 条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

名称	曜日	利用時間
桶川市立中央図書館	月曜日から日曜日まで	午前 10 時から午後 9 時まで
桶川市立桶川図書館	火曜日から日曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
桶川市立川田谷図書館	火曜日から日曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
桶川市立坂田図書館	月曜日から日曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

2 指定管理者は、図書館の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。

(平成30条例15・追加)

(利用制限)

第14条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、図書館の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

(平成30条例15・追加)

(原状回復)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(平成30条例15・追加)

(損害賠償)

第16条 利用者又は指定管理者は、自己の責に帰すべき理由により、図書館資料、施設、備品等を紛失、汚損又は毀損したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平成30条例15・追加)

(秘密保持)

第17条 指定管理者又は図書館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定により個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退い

た後においても、同様とする。

(令和4年条例第27・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、桶川市教育委員会規則で定める。

(平成27条例4・旧第3条繰下、平成30条例15・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第12号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第13号)

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(昭和63年教委規則第9号で昭和63年10月8日から施行)

附 則 (平成27年条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の桶川市図書館設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する図書館について、改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定に関して必要な行為は、第2条の規定の施行の日前においても、改正後の条例第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和4年条例第27号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の

規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

○桶川市図書館協議会条例

昭和 6 1 年 3 月 3 1 日

条例第 7 号

改正 昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 条例第 1 3 号

(題名改称)

平成 1 7 年 3 月 2 9 日 条例第 1 0 号

平成 2 4 年 3 月 2 7 日 条例第 7 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、
桶川市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、
家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育
委員会が委嘱する。

(昭和 6 3 条例 1 3 ・平成 2 4 条例 7 ・一部改正)

(定数)

第 2 条 委員の定数は、8 人以内とする。

(平成 1 7 条例 1 0 ・平成 2 4 条例 7 ・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、桶川
市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 3 年条例第 1 3 号)

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(昭和 6 3 年教委規則第 9 号で昭和 6 3 年 1 0 月 8 日から施行)

附 則 (平成 1 7 年条例第 1 0 号) 抄

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (3) まで 略

(4) 第 6 条の改正 平成 1 8 年 6 月 1 日

附 則 (平成 2 4 年条例第 7 号)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

○桶川市図書館管理規則

昭和 6 0 年 3 月 2 6 日

教委規則第 4 号

改正 昭和 6 1 年 5 月 1 4 日教委規則第 3 号

昭和 6 2 年 2 月 1 3 日教委規則第 2 号

昭和 6 2 年 5 月 1 8 日教委規則第 4 号

昭和 6 3 年 4 月 3 0 日教委規則第 8 号

昭和 6 3 年 9 月 2 7 日教委規則第 1 0 号

(題名改称)

平成 3 年 4 月 1 7 日教委規則第 2 号

平成 4 年 4 月 1 8 日教委規則第 5 号

平成 7 年 8 月 3 1 日教委規則第 7 号

平成 8 年 5 月 2 9 日教委規則第 8 号

平成 1 0 年 4 月 2 3 日教委規則第 5 号

平成 1 0 年 5 月 2 1 日教委規則第 7 号

平成 1 3 年 9 月 2 6 日教委規則第 9 号

平成 1 4 年 3 月 2 6 日教委規則第 5 号

平成 1 6 年 3 月 3 1 日教委規則第 1 号

平成 1 6 年 4 月 3 0 日教委規則第 3 号

平成 1 7 年 5 月 2 日教委規則第 6 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日教委規則第 1 1 号

平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日教委規則第 1 7 号

平成 2 2 年 3 月 5 日教委規則第 1 号

平成 2 7 年 5 月 2 2 日教委規則第 5 号

平成 3 0 年 3 月 2 9 日教委規則第 1 号

平成 3 1 年 3 月 2 8 日教委規則第 4 号

令和 3 年 3 月 2 6 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、桶川市図書館設置条例（昭和60年桶川市条例第6号）第11条の規定に基づき、桶川市立中央図書館、桶川市立桶川図書館、桶川市立川田谷図書館及び桶川市立坂田図書館（以下「図書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭和63教委規則10・平成27教委規則5・平成31教委規則4・一部改正）

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、桶川市図書館指定管理者指定申請書（様式第1号）を桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 条例第5条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 教育委員会が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 教育委員会が指定する事業年度の事業計画書又はこれに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（平成27教委規則5・追加、平成30教委規則1・一部改正、平成31教委規則4・旧第2条の2繰上）

(指定管理者の事業報告)

第3条 条例第8条第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 企画提案事業の実施状況及び利用状況
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

（平成27教委規則5・追加、平成31教委規則4・旧第2条の3繰下）

(個人貸出)

第4条 個人で図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、指定管理者が特別に認めたときは、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 市と公立図書館の相互利用協定を締結している市町村に居住している者

(平成16教委規則1・旧第12条繰上、平成22教委規則1・平成27教委規則5・一部改正、平成31教委規則4・旧第11条繰上・一部改正)

(利用券の交付等)

第5条 前条に規定する者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書貸出申込書(様式第1号の2)を指定管理者に提出し、利用券(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 利用券の有効期間は、交付の日から3年とする。

3 利用券の有効期間を過ぎて図書館資料の貸出しを受けようとするときは、有効期間の更新をしなければならない。この場合の有効期間は、更新した日から3年とする。

4 利用券を紛失したとき、又はその記載事項に変更があつたときは、直ちにその旨を届け出、再交付又は訂正を受けなければならない。

5 交付を受けた利用券は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(平成16教委規則1・旧第13条繰上、平成27教委規則5・一部改正、平成31教委規則4・旧第12条繰上・一部改正)

(貸出点数及び期間)

第6条 図書館資料の貸出しは、同時に1人14点以内とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、指定管理者が特別に認めたときは、この限りでない。

(昭和62教委規則2・昭和63教委規則10・平成4教委規則5・平成7教委規則7・平成14教委規則5・一部改正、平成16教委規則1・

旧第 1 4 条繰上、平成 2 7 教委規則 5 ・一部改正、平成 3 1 教委規則 4 ・
旧第 1 3 条繰上 ・一部改正)

(団体貸出)

第 7 条 団体の図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内の機関、学校、団体等とする。ただし、指定管理者が特別に認めたときは、この限りでない。

(平成 1 6 教委規則 1 ・旧第 1 5 条繰上、平成 2 7 教委規則 5 ・一部改正、平成 3 1 教委規則 4 ・旧第 1 4 条繰上 ・一部改正)

(団体の利用券の交付等)

第 8 条 団体の利用券の交付等については、第 5 条の規定を準用する。

(平成 1 6 教委規則 1 ・旧第 1 6 条繰上、平成 2 2 教委規則 1 ・一部改正、平成 3 1 教委規則 4 ・旧第 1 5 条繰上 ・一部改正)

(団体の貸出冊数及び期間)

第 9 条 団体の図書館資料の貸出しは、同時に 1 団体 2 0 0 冊以内とし、貸出期間は 2 か月以内とする。ただし、指定管理者が特別に認めたときは、この限りでない。

(昭和 6 2 教委規則 2 ・一部改正、平成 1 6 教委規則 1 ・旧第 1 7 条繰上、平成 2 7 教委規則 5 ・一部改正、平成 3 1 教委規則 4 ・旧第 1 6 条繰上 ・一部改正)

(貸出資料の制限)

第 1 0 条 貴重図書、参考図書その他教育委員会又は指定管理者が貸出しを不適當と認めたものについては、貸出しをしない。

(平成 1 6 教委規則 1 ・旧第 1 8 条繰上、平成 2 7 教委規則 5 ・一部改正、平成 3 1 教委規則 4 ・旧第 1 7 条繰上 ・一部改正)

(寄贈)

第 1 1 条 指定管理者は、図書館資料の寄贈を受けることができる。ただし、寄贈を受けるときは、教育委員会の承認を得るものとする。

2 指定管理者は、図書館資料を寄贈した者に対しては、図書館資料受領書を交付するものとする。ただし、寄贈者から不要の申出があつたときは、交付しないものとする。

3 寄贈資料は、図書館所蔵の資料と同様な取扱いをする。

(平成16教委規則1・旧第19条繰上、平成27教委規則5・一部改正、平成31教委規則4・旧第18条繰上・一部改正)

(委託)

第12条 指定管理者は、図書館資料の委託を受けることができる。ただし、委託を受けるときは、教育委員会の承認を得るものとする。

2 指定管理者は、図書館資料を委託した者に対しては、図書館資料受託証書を交付するものとする。

3 委託資料は、図書館所蔵の資料と同様な取扱いをする。

4 図書館は、天災その他不可抗力による委託資料の損害に対して、その責任を負わないものとする。

(平成16教委規則1・旧第20条繰上、平成27教委規則5・一部改正、平成31教委規則4・旧第19条繰上・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和63教委規則10・旧第26条繰上、平成8教委規則8・旧第25条繰上、平成13教委規則9・旧第24条繰上、平成16教委規則1・旧第23条繰上、平成22教委規則1・一部改正、平成31教委規則4・旧第22条繰上)

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年教委規則第 2 号）

この規則は、昭和 6 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年教委規則第 4 号）

この規則は、昭和 6 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年教委規則第 8 号）

この規則は、昭和 6 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年教委規則第 1 0 号）

この規則は、昭和 6 3 年 1 0 月 8 日から施行する。

附 則（平成 3 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年教委規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 8 号）

この規則は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 0 年教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年教委規則第 9 号）

この規則は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年教委規則第 5 号）

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１７年教委規則第６号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し平成１７年４月１日から適用する。
- 2 この規則施行の際、改正前の桶川市図書館管理規則に定める様式に基づいて交付された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成１９年教委規則第１１号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年教委規則第１７号）

この規則は、平成２０年１月４日から施行する。

附 則（平成２２年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年教委規則第５号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の桶川市図書館管理規則に定める様式に基づいて交付された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成３０年教委規則第１号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年教委規則第４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年教委規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する

様式第 1 号（第 2 条関係）

桶川市図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

桶川市教育委員会

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名 ⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

としょかしだしもうしこみしよ
図書貸出申込書
おけがわしとしょかん
【桶川市図書館】[illegible]

42

様式第2号(第5条関係)

(表)

桶川市図書館

利 用 カ ー ド



なまえ

1 0 0 0 0 0 0 1 1

カードをおらないでください。

(裏)

- かりるときは、かならずこのカードをもつてきてください。
- このカードを他の人に貸したりしないでください。
- このカードをなくしたとき、住所などが変わったときは、すぐ知らせてください。
- このカードを拾った方は桶川市図書館へとけてください。

桶川市図書館

様式第1号(第2条関係)

(平成27教委規則5・追加、平成30教委規則1・平成31教委規則4・一部改正)

様式第1号の2(1)(第5条関係)

(昭和62教委規則2・全改、昭和63教委規則10・平成4教委規則5・平成16教委規則1・平成17教委規則6・一部改正、平成27教委規則5・旧様式第1号(1)繰下、平成31教委規則4・一部改正)

様式第1号の2(2)(第5条関係)

(昭和62教委規則2・追加、昭和63教委規則10・平成4教委規則5・平成16教委規則1・平成17教委規則6・一部改正、平成27教委規則5・旧様式第1号(2)繰下、平成31教委規則4・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(昭和62教委規則2・全改、昭和63教委規則10・平成16教委規則1・平成31教委規則4・一部改正)

○桶川市図書館協議会運営規則

昭和 6 1 年 4 月 1 日

教委規則第 1 号

改正 昭和 6 3 年 9 月 2 7 日教委規則第 1 1 号

(題名改称)

平成 1 2 年 3 月 2 3 日教委規則第 3 号

平成 3 1 年 3 月 2 8 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桶川市図書館協議会条例(昭和 6 1 年桶川市条例第 7 号)第 4 条の規定に基づき、桶川市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和 6 3 教委規則 1 1 ・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 2 条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、協議会を代表するとともに、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成 1 2 教委規則 3 ・旧第 4 条繰上)

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成 1 2 教委規則 3 ・旧第 5 条繰上)

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、図書館を所管する課において処理する。

(昭和 6 3 教委規則 1 1 ・一部改正、平成 1 2 教委規則 3 ・旧第 6 条繰上、

平成 3 1 教委規則 5 ・ 一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平成 1 2 教委規則 3 ・ 旧第 7 条繰上)

附 則

この規則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 3 年教委規則第 1 1 号)

この規則は、昭和 6 3 年 1 0 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

○桶川市図書館資料の複写に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定並びに「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び「複製物の写り込みに関するガイドライン」に基づく図書館の資料複写サービスに関し必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第2条 利用者の求めに応じ、次に掲げる資料を用いて、別表のとおり著作物の一部分の複写を1人につき1部提供することができる。

- (1) 桶川市図書館が所蔵する図書、新聞、雑誌その他の公表された資料
- (2) 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書のうち、貸出館で複写を許可している図書（以下「借受図書」という。）

2 次に掲げるものについては、その全部の複写物を1人につき1部提供することができる。

- (1) 発行後相当期間を経過した逐次刊行物に掲載された個々の著作物
- (2) 著作権者の承諾を得た著作物
- (3) 著作権の保護の対象とならないもの

(複写の制限)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、複写の依頼に応じない。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) 技術的に複写が困難なもの
- (3) 複写によって損傷するおそれがあるもの
- (4) その他教育長が複写の依頼に応じないと認めるもの

(申込み)

第4条 図書館資料を複写しようとする者は、所定の申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(複写料金)

第5条 複写料金は、利用者が負担するものとする。

(著作権法上の責任)

第6条 複写物使用により著作権法上の問題が生じた場合は、利用者の責任とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年教育委員会告示第1号 令和2年1月20日告示)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第2条関係)

資料の区分	複写の可否と条件
図書（単行書）	
1 一冊完結のもの	本文の半分以下
2 複数冊のもの（上下巻、シリーズ物）	各冊の半分以下
3 全集、短編集等	収録されている個々の著作物の半分以下
4 本体から分離した付録（型紙、地図等）	半分以下
雑誌	
1 最新号	複写不可
2 バックナンバー	(1) 発行後相当期間を経過した（原則として次号が配架された時点）号の半分を超えない範囲で、個々の記事の全部分 (2) 半年刊以上並びに不定期刊の雑誌は、受入後3ヶ月を経過すれば個々の記事の全部分可 (3) 相互貸借借受図書は不可
3 本体から分離した付録	それぞれ独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱いとする。
4 年鑑、白書、新聞の縮刷版	図書扱いとし、本文の半分以下
新聞	
1 最新号	複写不可
2 バックナンバー	(1) 前日の朝・夕刊、前号それぞれの半分以下 (2) バックナンバーとは原則として本日分の朝・夕刊がそれぞれ配架されたとき。
地図	
1 1枚物	1枚の半分以下。ただし、国土地理院刊行の1枚物地図は全部分可
2 住宅地図	(1) 見開きの半分以下 (2) 見開いた両ページで1著作
3 その他の地図帳	図書扱いとし、本文の半分以下

4 資料中の説明地図	全部分可
楽譜及び歌詞	
1 1枚物	複写不可
2 楽譜集・歌集	1曲の半分以下
3 歌詞カード	複写不可
写真・絵画・図表・カット	
1 1枚物	複写不可
2 写真集、画集、カット集等	複写不可。ただし、複写目的に作られたカット集は図書扱いとし、1冊の半分以下
3 資料中の説明写真等	全部分可
保護期間の切れた著作物	
1 個人著作	著者の死後70年を経過したものについては、全部可
2 共同著作	最後の著者の死後70年を経過したものについては、全部可
3 団体著作、無名・変名の著作及び写真	公表後70年を経過したものについては、全部可

○桶川市図書館資料の弁償に関する取扱細則

(趣旨)

第1条 この基準は、桶川市図書館設置及び管理条例（昭和60年3月26日条例第6号）第16条の規定に基づき、桶川市図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 桶川市図書館の資料を破損、汚損もしくは亡失した者は、「図書館資料紛失・汚損・き損届」（任意の様式、図書館情報システムにて同等のものが出力できる場合は、これに代えることができる。）を提出し、当該資料について、30日以内に弁償をしなければならない。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、時価相当として桶川市教育委員会又は指定管理者が指定した資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損、き損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の破損等の範囲」によるものとする。

(弁償資料の取扱)

第4条 利用者が紛失により弁償した同一の資料または代替資料は、その後弁償すべき資料が発見された場合であっても返還しないものとする。ただし、桶川市教育委員会又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

2 利用者が汚損・破損した資料は、弁償完了後に当該利用者から申し出がある場合には、無償で譲渡することができるものとする。

(弁償の免除)

第5条 第2条の規定にかかわらず、桶川市教育委員会又は指定管理者は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

(1) 天災、火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合

- (2) 盗難（利用者の不注意による場合を除く。）等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他桶川市教育委員会又は指定管理者が弁償にあたらないと判断する場合

（弁償期限経過後の措置）

第6条 桶川市教育委員会又は指定管理者は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止するものとする。ただし、弁償することに相当な期間を要すると桶川市教育委員会又は指定管理者が判断した場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、桶川市教育委員会又は指定管理者が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料の破損等の範囲

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミなど	① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ち等が生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④ 水濡れ等によりカビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 修理しても読むのに支障の出る破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② たばこ・鍋等による焦げ跡が残った場合 ③ 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合（版も含めて、同じ資料であれば、付録のみ弁償。）
書き込み	① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消したあとにも読み取りが困難、あるいは痕跡が残る場合 ③ 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具で、消すことにより絵や文字等に色あせが生じた場合
汚れ、シミ、食べかす等	① 血液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある場合 ② 汚れが文字や絵にかかっている場合 ③ 文字や絵にかかっていなくても、汚れが複数ページ、数か所に及ぶ場合
噛み（咬み）跡	① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合、資料が破損した場合

異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
その他	利用者の故意または過失により、利用に供することが困難と判断される場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	① 再生機器で再生できない状態になった場合、または再生の際に機器に損失の生ずる恐れのある場合 ② 歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合（本体ＣＤが使用できる場合は付録のみ弁償。）

○桶川市図書館資料選定収集方針

1. 基本方針

- (1) 市民の多様な読書要求に応え、図書館の奉仕活動を十分に展開するため必要な図書館資料の選定収集に努める。また、貸し出しを中心とする第一線図書館としての役割を十分に果たすため選定収集の迅速化を重視し、常に効率的な方法を追求する。
- (2) 選定収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」を尊重するほか特に次の点に留意する。
 - ア 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - ウ 図書館員の個人的関心や好みによって選択しない。
 - エ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (3) この方針の取り扱いについては、次による。
 - ア この方針は、寄贈資料の受け入れについても適用する。
 - イ この方針は、公開して広く市民の検討と協力を得るように努める。

2. 収集の重点

- (1) 収集する資料は図書、新聞、雑誌及び視聴覚資料等とする。
- (2) 市民の要求に十分配慮しつつ、最新の資料を収集する。
- (3) 各分野にわたり、基本的な図書を中心に、利用度を考慮し、資料として価値あるものを広く収集する。
- (4) 郷土を理解し、郷土を研究するのに不可欠な郷土資料をできる限り広く収集する。
- (5) 次代を担う児童のための資料は、特に重点的に収集する。
- (6) 雑誌は、市販されているものから広く収集する。ただし、高度の専門誌及び利用頻度の低いものは除く。

- (7) 新聞は、主要全国紙を中心に地方紙も収集する。
- (8) 視聴覚資料は、市販されているCD、DVD等で評価が定まっているものを中心に収集する。

3. 選定基準

- (1) 一般的で、利用が多いと思われる図書を包括的、重点的に収集する。

ア 専門書

日本図書館協会選定図書、新聞書評、週刊誌等で取り上げられたものを中心に選定する。

イ 趣味、実用書

多用化した生活要求に応じた身近で役に立ち、楽しめる図書を収集する。

ウ 文芸図書

各賞受賞図書、ベストセラーを重点的に、息長く読み続けられている作品を収集する。

エ 児童図書

各分野にわたり、質の高い図書を中心にバランスのとれた収集をする。

オ 参考図書

各主題別の基本的参考書（事典、辞典、便覧、年鑑、図録、索引など）の充実をはかる。

カ 郷土資料

桶川を中心とする県内一円の資料を収集する。特に、行政資料（官公庁出版物）を重視する。

キ マンガ

マンガ、コミック等は、最新のものも含め評価の定まったものを中心に収集する。

- (2) 複本購入に関しては、他部門との重複、利用状況等を十分に考慮する。

4. その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に必要な事項は館長会議により別に定める。

附 則

この方針は、平成元年12月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和4年3月1日から実施する。

○録音・点字図書取り扱い要領

1. 利用登録

(利用できる方)

登録できるのは、市内在住者とする。

(登録手続き)

- ・録音図書の貸し出しを希望する方には、録音・点字図書専用の利用カードを発行する。
- ・申し込みは、録音資料等利用者用貸出申込書および裏面に記載する確認項目に記入することとし、1つでも該当するものがあれば、登録できるものとする。
- ・本人または代理人が来館、電話及び文書で申し込むことができる。
- ・申込書の記入が困難な場合は、職員（再任用職員、臨時職員を含む）及び委託先スタッフが代筆する。
- ・手帳の有無を口頭で確認する。視覚に障害のある方には、無料で録音図書を郵送することができる。
- ・利用登録の際、利用区分は「録音図書」、利用者備考欄に「録音資料利用者」と「郵送利用（送料無料となる方のみ）・窓口利用」の別を入力する。
- ・録音図書貸し出し用で登録申込みをした利用券は郵送利用者のみ、図書館で保管する。原本は登録を受けた館で保管することとし、どこの館でも利用できるよう、登録の受け付けをした館は、市内の他館に利用カードのコピーを送る。この場合、コピーは各館で保存することとする。

(録音図書以外の利用)

- ・録音図書以外の資料は、通常の利用カードで貸し出しをする。
- ・登録の際は住所確認も通常どおり行う。

(貸し出し冊数と貸し出し期間)

- ・貸出期間は、郵送にかかる期間を含まず2週間とし、最大10タイトルまでとする。（2週間の間に聞き切れる数を申し込んでもらうとよい。）

- ・郵送期間を見込んで、システム上の貸し出し期間は3週間に設定する。

2. 検索と予約

(資料の検索)

- ・録音資料の利用希望があったら、利用者の希望を聞きながら検索する。
- ・来館の場合は原則としてカウンター当番が対応する。
- ・電話やFAXによる貸出申し込みも受け付ける。
- ・リクエストの時に書名がはっきりしないことが多いため、リクエストは、利用者の希望を聞きながら検索していく。
- ・電話の場合は検索して折り返し連絡することとする。検索には、サピエの検索メニューや国立国会図書館サーチを使用する。いずれも検索結果は読み上げて利用者に伝えるものとする。

(資料の借り受け手続き)

- ・希望の資料が確認できたら、相互貸借画面で書誌データを作り、利用者の予約を入力する。
- ・貸出申込書を作成して、所蔵館にFAXをする。(共通の申込み様式を図書館共通フォルダの中に作っておく)
- ・図書館システムの共有フォルダの一覧表に、日付、利用者番号、タイトル、申し込み先等の必要事項を入力する。

3. 受け入れ・貸し出し・返却

(受け入れ)

- ・資料が届いたら、中身を確認する。タイトル、巻数などリクエスト受付の時に作って置いた書誌データに、相互貸借資料と同様に空いているバーコード番号で借り受け登録をする。
- ・借り受け登録は1タイトルにつきバーコード1枚とし、カセットテープなど複数に分かれる場合は、資料コメントに巻数を入力する。

- ・バーコードは資料に添付しないで、郵送用ケースの内側に貼り付けて使用する。
- ・各バーコードの付近に登録した資料名を付箋で貼り付ける。
- ・資料返却後は借り受けデータを削除する。
- ・図書館システム上の図書館共通フォルダの録音資料の借り受け一覧に入力された利用者番号、題名、数量、到着日、発送・返却の日付等必要事項を確認する。

（貸し出し）

- ・リクエストの資料が受取希望館に用意できたら、電話で連絡して借りに来てもらう。

（郵送貸し出し）

- ・借り受け先のケースから、桶川図書館所有のケースにつめかえて、ケース裏面に図書館名を貼り付け郵送する。
- ・ケースのポケットに宛名カードを入れる。
- ・宛名カードの表には利用者の住所氏名、裏には図書館名を記入する。
- ・図書館名の側には、館名を打った点字テープを貼る。

（返却）

- ・利用者から資料が返却されたら、タイトル・巻数やケースも含めて状態を確認し、返却処理をする。
- ・各館のカウンターに返却されたものは、返却処理をしてから桶川図書館に送る。
- ・桶川図書館は、借り受け先のケースに詰め替えて、返却（郵送）する。
- ・自館のケースに入れた宛名カードは再利用するので、利用者の五十音順にそろえておく。

（用具）

- ・郵送用のCDケース・カセットケースをそれぞれ複数用意する。
- ・各ケースの裏に、図書館の住所と名前を貼り付ける。ケース裏側に館名のほか、目

印が必要な場合は桶川市図書館のシンボルマークを点字で目打ちして張り付ける。

- ・宛名カードは利用者1人に付き複数枚用意し、表に利用者と住所、裏側に図書館名と住所を記入する。さらに図書館名の付近には、館名を点字で打ったものを貼り付ける。

- ・CD複製機、デジタイズ録音機でも複製ができるが、小型でよいので専用機があるとよい。または、データ保存用に外付けのハードディスクを設置し、データのみ保存する。CD-RWのディスクは繰り返し録音ができる。

平成25年6月15日より実施

令和4年3月1日 一部見直し



図書館要覧（令和 7 年度）

令和 7 年 9 月発行

編集・発行

教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課

